

令和5年度

教育委員会の事務事業に
関する点検・評価報告書

令和7年2月

雫石町教育委員会

目 次

はじめに	1
1 点検評価の対象及び方法	1
2 学識経験者の知見の活用	1
3 教育委員会の開催状況	2
4 教育委員会委員の活動状況	4
5 教育委員会の構成及び教育委員の任期	5
6 雫石町総合計画前期基本計画における施策大綱	5
7 令和5年度事務事業評価結果	6
8 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価 意見書	7
おわりに	12

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

この報告書は、この規定に基づき、雫石町教育委員会の事務事業等の点検評価の結果をまとめたものです。

1 点検評価の対象及び方法

本町では、平成16年度から政策評価に取り組み、雫石町総合計画の施策体系に基づき、施策・事務事業の評価を行っております。今回の教育委員会事務の点検評価にあたりましては、施策評価結果及び令和5年度に実施した事務事業の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験を有する者の意見を付して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める点検及び評価に関する報告書とするものです。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 学識経験者の知見の活用

教育委員会が行った点検・評価についてその客観性を確保するため、学識経験者を事務事業評価アドバイザーとして依頼し、点検・評価の内容についてご意見をいただきました。

事務事業評価アドバイザー（氏名） 熊谷智義

3 教育委員会の開催状況

雫石町教育委員会における会議は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催することとしております。令和5年度は、定例会12回を開催しました。

開催日	議案等
5年4月定例会 (4月24日)	雫石町公民館運営審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町スポーツ推進審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 各課の事業・行事予定・町の重点事業の取り組みの方向性等について
5年5月定例会 (5月22日)	雫石町教育委員会行政組織規則の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会専決代決規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会広報編集委員会規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 各課の事業・行事予定等について
5年6月定例会 (6月20日)	雫石町社会教育委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会の所管に係る雫石町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会の所管に係る雫石町情報公開条例施行規則の制定の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会の所管に係る情報公開事務取扱要領及び雫石町教育委員会の所管に係る個人情報保護事務取扱要領を廃止する訓令の制定の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 雫石町教育委員会行政組織規則の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 各課の事業・行事予定等について 雫石町教育委員会特定事業主行動計画実施状況(令和4年度分)について
5年7月定例会 (7月25日)	令和6年度に使用する雫石町立小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて 各課の事業・行事予定等について
5年8月定例会 (8月24日)	各課の事業・行事予定等について
5年9月定例会 (9月21日)	各課の事業・行事予定等について
5年10月定例会 (10月23日)	各課の事業・行事予定等について

開催日	議 案 等
5年11月定例会 (11月22日)	各課の事業・行事予定等について
5年12月定例会 (12月20日)	雫石町教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて 各課の事業・行事予定等について
6年1月定例会 (1月24日)	各課の事業・行事予定等について 雫石町内保育施設 雫石町立小中学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインについて 学校における熱中症対策ガイドラインについて 雫石町スポーツ推進計画及び鶯宿温泉スポーツエリア振興計画の見直しについて
6年2月定例会 (2月22日)	学校教職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて 雫石町教育委員会表彰者の決定に関し議決を求めることについて 教育委員会の事務事業に関する点検・評価に関し議決を求めることについて 各課の事業・行事予定等について (仮称) 雫石町史(3巻)の編さんについて
6年3月定例会 (3月25日)	雫石町教育委員会表彰者の決定に関し議決を求めることについて 各課の事業・行事予定等について 令和5年度主な学校整備及び事業実績について 令和6年度町職員(教育委員会関係者)・教職員定期異動内示について 雫石町スポーツ推進計画及び鶯宿温泉スポーツエリア振興計画の見直しについて

4 令和5年度 教育委員会委員の活動状況

月	活動内容	
	雫石町関係	国・県等
4月	転入教職員辞令交付式 町内小中学校入学式 いわて雫石アーチェリーセンター記念式典	岩手県立雫石高等学校入学式
5月	町内小学校運動会（各小学校） 雫石中学校運動会 第1回総合教育会議 小・中学校校長会議（西山小）	
6月	第57回雫石町小学校陸上記録会 コミュニティスクール意見交流会	
7月		東北六州市町村教育委員会連合会 教育委員・教育長研修会（秋田県大館市）
8月		
9月		
10月	第2回総合教育会議 町内小学校学習発表会 雫石中学校文化祭 授業実践研究会（雫石小） 2023 全国火山砂防フォーラム	岩手県市町村教育委員会協議会 教育委員部会会議（久慈市）
11月	第70回小・中学校音楽会 授業実践研究会（御明神小）	盛岡教育事務所管内市町教育委員会 教育委員等研修会（盛岡市）
12月	雫石町学校保健関係者合同研修会	
1月	雫石町二十歳のつどい	岩手県市町村教育委員会協議会 教育長・教育委員研修会（盛岡市）
2月	第3回総合教育会議	
3月	町内小中学校卒業式 教職員定期人事異動辞令交付式 雫石町教育委員会表彰式	岩手県立雫石高等学校卒業式

5 教育委員会の構成及び教育委員の任期

(令和6年3月31日現在)

職名	氏名	任期	最初の任命年月日	教育長等の任期
教育長	佐藤 嘉彦	自 令和5年12月26日 至 令和8年12月25日	令和3年7月1日	自 令和5年12月26日 至 令和8年12月25日
教育長 職務 代理者	岩持斗季子	自 令和4年10月1日 至 令和8年9月30日	平成23年2月23日	自 令和4年10月1日 至 令和8年9月30日
委員	千葉 昇	自 令和5年10月1日 至 令和9年9月30日	令和元年10月1日	
委員	菅原 徹	自 令和2年10月1日 至 令和6年9月30日	令和2年7月1日	
委員	目時 葵	自 令和5年9月24日 至 令和9年9月23日	令和5年9月24日	

6 雫石町総合計画前期基本計画における施策大綱（教育委員会関係抜粋）

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

基本施策1-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします

施策1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます

施策1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します

基本施策1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします

施策1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくります

施策1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます

基本施策1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします

施策1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます

施策1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介します

7 令和5年度 事務事業評価結果

施策大綱1 学びを通して生きがいを感じるまち

基本施策名	判定	施策名	判定	基本事業名	判定	担当課
1-1 未来を担う子供たちの生きる力を育むまちづくりをします	A	1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます	a	I 教員の授業力向上と授業改善	a	学校教育課
				II 特別な支援を必要とする児童生徒への支援	a	
				III 不登校・いじめ防止等の対策	b	
				IV 豊かな心の育成	a	
				V 健康な食生活の実践	a	
				VI 保健体育の充実	a	
				VII 基礎体力の向上	a	
				VIII 地域と学校の連携	a	
	1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します	a		I 安全対策の充実	a	学校教育課
				II 学校施設の整備	a	
				III 学校校種間連携の強化	a	
				IV 雫石高等学校の魅力づくり	a	
				V 教員の働き方改革に基づく働く環境づくり	b	
	1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします	B	1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくります	b	I 生涯学習環境の充実	a
II 地域の特色を生かした生涯学習の推進					b	
III 地域社会総がかりでの子育て推進					b	
IV 読書活動の推進					b	
V 国際理解の推進					c	
VI 地域活動と体験・交流活動の推進					b	
1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます		b		I 生涯スポーツの推進	b	生涯文化スポーツ課
				II 競技スポーツの推進	b	
				III 子どものスポーツ機会の充実	b	
				IV スポーツによる地域活性化	b	
				V スポーツ施設の整備	b	
1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします	B	1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます	b	I 文化芸術の活性化	b	生涯文化スポーツ課
				II 優れた芸術の鑑賞機会の提供	a	
	1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介します	b		I 文化財の保護・保存の推進	a	生涯文化スポーツ課
				II 歴史文化学習機会の充実	b	

評価については、各施策の進捗状況をa～eの5段階で評価して課題や改善策を記載し、それらを踏まえて総合的な進捗状況をA～Eの5段階で評価しています。

A 順調である B 概ね順調である C やや遅れている D 遅れている E 特に遅れている

8 令和5年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価 意見書

氏名 熊谷 智義

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

基本施策名	施策名	事務事業名	担当課名	評価等記入欄
1-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします	1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます	教員の授業力向上と授業改善 特別な支援を必要とする児童生徒への支援 不登校・いじめ防止等の対策 豊かな心の育成 健康な食生活の実践 保健体育の充実 基礎体力の向上 地域と学校の連携	学校教育課	<p>令和5年度施策評価結果より、基本施策の目的は、「知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進」と「基礎的、基本的な学力の確実な習得と健やかな発育・発達を助けること」である。</p> <p>施策1-1-1の判定は、「a」であり、知・徳・体・公の調和のとれた教育については、小、中学校における不登校児童生徒が増えているものの、対策に取り組みられていることから、順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-1-1に8つの基本事業が位置づけられ、各事業の判定は「a」7、「b」1となっている。このうち、判定「b」の事業は、不登校・いじめ防止等の対策である。</p> <p>不登校やいじめに関しては、児童生徒の問題行動や適応障害等の予防、解決に向けて、相談できる場所や適応教室を設置し、児童生徒、保護者、教員等の心理的支えの場として概ね順調とされている。対策として、県教委派遣のスクールカウンセラー等の定期的な配置や相談できる場所や適応教室の継続的な設置など示され、今後の方向性として、教育相談員を増員し児童生徒に対応するとともに、学校支援員や適応支援相談員、スクールカウンセラー等による学校、保護者、医療機関等児童の教育改善に向けた取組をさらに進めるとしている。</p> <p>以上、施策1-1-1の基本事業で「b」判定の事業については、現状をふまえて今後の方向性が示され、その内容は適切と考えられることから、事業全体で順調としている評価は妥当である。</p>
	1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します	安全対策の充実 学校施設の整備 学校校種間連携の強化 雫石高等学校の魅力づくり 教員の働き方改革に基づく働く環境づくり	学校教育課	<p>令和5年度施策評価結果より、施策1-1-2の目的は「安全安心な学校教育環境の整備」と「基礎的、基本的な学力の確実な習得と健やかな発育・発達を助けること」である。</p> <p>施策1-1-2の判定は「a」であり、児童生徒の登下校の安全確保、防犯や災害時の対策、学校施設の改修や修繕、新型コロナウイルス感染症対策などの設備改修が行われてきた。また、保・小・中・高の連携や雫石高等学校の魅力づくりの取り組み、教員の働き方改革に基づく働く環境づくりについては、教職員の負担軽減と健康確保に取り組まれており、順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-1-2に5つの基本事業が位置づけられており、それらの判定は、4事業が「a」、1事業が「b」である。</p> <p>このうち「b」判定の教員の働き方改革に基づく働く環境づくりについては、年2回の教職員衛生委員会において教職員の時間外勤務状況およびストレスチェックの結果を共有しながら学校施設やシステムの整備等を通じ働き方改革を推進しているものの、依然教職員の時間外勤務時間は長く、高ストレス判定者の割合も高いとされている。対策として、令和5年度に「雫石町教職員働き方改革プラン」が策定され、学校・教育委員会が教職員の時間外勤務時間削減に向けて取り組むべき事項が定められた。今後は同プランで定めた PDCA サイクルを効果的に運用し、教職員の時間外勤務の削減および高ストレス判定者の割合を減少させていくとしている。</p> <p>以上の内容から、政策1-1-2に関しては順調とする評価は妥当であると判断できる。引き続き、施策の目的、方向性に沿って取り組まれることを期待したい。</p>

基本施策名	施策名	事務事業名	担当課名	評価等記入欄
1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします	1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくります	生涯学習環境の充実 地域の特色を生かした生涯学習の推進 地域社会総がかりでの子育て推進 読書活動の推進 国際理解の推進 地域活動と体験・交流活動の推進	生涯文化 スポーツ課	<p>令和5年度施策評価結果より、施策の目的は「生涯学習に取り組める環境の整備」と「誰もが生涯学習活動に親しみ、いきいきと輝くまちづくりを進めること」である。</p> <p>施策1-2-1の判定は「b」であり、学習機会の提供や確保面等での課題はあるものの、公民館利用者や生涯学習事業等における参加者数は復調傾向にある。また、施設や学習環境を整えながら、コミュニティスクール、読書活動の推進、富士市との交流事業の再開等子どもたちの学びの機会の提供、活力ある地域社会づくりに向けた取り組みが行われ、概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-2-1に、6つの基本事業が位置づけられ、それぞれの判定は、「a」1、「b」4、「c」1である。</p> <p>このうち「c」判定は、国際理解の推進である。町国際交流協会が外国人対象の事業を行っているものの、コロナ禍の影響で、直接的な異文化交流事業が実施できない状況が続いていることから、やや進捗が遅れているとされている。今後については、関係団体と連携しながら、交流事業のあり方や支援について検討を進め、連携を図りながら、引き続き情報提供・周知と支援を行うとしている。</p> <p>4つの「b」判定事業は、地域の特色を生かした生涯学習の推進、地域社会総がかりでの子育て推進、読書活動の推進、地域活動と体験・交流活動の推進である。</p> <p>地域の特色を生かした生涯学習の推進については、コロナ5類移行により、町民の学習意欲が戻りつつあり、受講者の自主的な活動への支援は概ね順調とされている。今後は、学習内容の充実だけでなく、参加者同士の交流や仲間づくりにも重点を置きながら講座を展開すること、学習ニーズを把握し多様な学習メニューを提供していくことが示されている。</p> <p>地域社会総がかりでの子育て推進については、地域学校協働活動として、地域学校協働活動推進員が中心となり学校と地域の関わりをコーディネートし、コミュニティ・スクール通信を作成・発行することで啓発活動を進め、ノーゲームデーにも継続して取り組んでおり、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりは概ね順調とされている。今後は、情報提供や周知、関係者への研修会等への参加促進、各小中学校での地域学校協働活動の質と量の充実、家庭での過ごし方の周知啓発を図り、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めることが示されている。</p> <p>読書活動の推進については、少子高齢化や人口減少、コロナ禍の影響で貸出は伸び悩んでいるものの、ブックスタート事業や読み聞かせ、季節に合わせた企画展示・イベントなどの実施により来館及び読書の機会創出につながり、読書活動の推進は概ね順調とされている。今後の方向性として、現代的課題、地域の特色や現状・ニーズに合った事業の開発と企画運営、地域資料をはじめとする各種資料の収集、これまでの取り組みの継続により、来館及び読書機会創出とサービス向上に努めるとされている。</p> <p>地域活動と体験・交流活動の推進については、関係団体との連携による子ども対象の歴史教室や富士市交流事業、手ども会活動などが、コロナ禍で中止や縮小が続いたものの、コロナ5類移行後は再開し、その他芸能団体での子どもへの育成指導や子ども対象の講座も継続して実施していることから、取り組みは概ね順調とされている。今後については、引き続き、各種組織・団体と連携し、子どもたちの学びの機会提供に努めることが示されている。</p> <p>以上、施策1-2-1で「b」判定の4事業と「c」判定の1事業について、それぞれの現状をふまえて、今後の方向性が示されている。その内容から判断し、施策1-2-1に関して、概ね順調との評価は妥当である。</p>

基本施策名	施策名	事務事業名	担当課名	評価等記入欄
1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします	1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます	生涯スポーツの推進 競技スポーツの推進 子どものスポーツ機会の充実 スポーツによる地域活性化 スポーツ施設の整備	生涯文化 スポーツ課	<p>令和5年度施策評価結果より、施策の目的は「スポーツに取り組める環境の整備」と「誰もがスポーツに親しみ、いきいきと輝くまちづくりを進めること」である。</p> <p>施策1-2-2の判定は「b」である。生涯スポーツの開催面等では様々な課題はあるものの、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、地域でのスポーツ事業が再開され参加者数も徐々に戻りつつあり、また、社会体育施設の利用者数も前年度より増加傾向となり、鶯宿温泉スポーツエリア整備・振興計画の取り組みの進捗など、いつでも誰でもスポーツに親しめる環境づくりに向けた取り組みは概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-2-2に、5つの基本事業が位置づけられ、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、スポーツによる地域活性化、スポーツ施設の整備、これら5事業の判定は、全て「b」となっている。</p> <p>生涯スポーツについては、コロナ5類移行後、徐々に地域でのスポーツ事業が再開し、大会やスポーツ活動への参加者が戻り始めており、活動機会の拡充に向けた取り組みは概ね順調とされている。今後については、各行政区や地区体育会、町スポーツ協会等関係者と協議し、より多くの参加者が得られる内容の活動を行うという方向性が示されている。</p> <p>競技スポーツの推進に向けては、町スポーツ協会の各種事業費のほか、選手強化費や選手派遣等に係る経費の一部を支援し、国民スポーツ大会出場選手を輩出するなど、取り組みは概ね順調とされている。今後も、町スポーツ協会や各種目別協会等関係団体と連携し、各種支援を継続して行い、競技力向上と競技スポーツの推進を図るとしている。</p> <p>子どものスポーツ機会の充実については、スポーツ少年団活動の支援や小学校と連携したスポーツ機会の提供に向けた取り組みが概ね順調とされている。今後については、子どもへのスポーツ機会の提供とスポーツ少年団への支援を継続し、生涯にわたりスポーツに親しめるように意識の醸成を図るとしている。</p> <p>スポーツによる地域活性化については、コロナ5類移行後、活動がコロナ前の状況に戻りつつある中で、合宿利用やいわて雫石アーチェリーセンターの施設整備などにより、スポーツによる交流人口の拡大に向けた取り組みは概ね順調とされている。今後については、関係機関や団体との連携により、各種大会や合宿誘致に努めるとともに、鶯宿温泉スポーツエリア振興計画をはじめとした各種計画の見直しを行いながら、継続してスポーツを通じた交流人口の拡大を図るとしている。</p> <p>スポーツ施設の整備については、適切な施設の維持管理及び計画的な修繕が行われ、施設の維持管理は概ね順調とされている。今後も施設の適切な維持管理、運営に継続して取り組み、利用者が施設を安全に利用できる環境を提供するとともに、施設の計画的な修繕や整備を行うとしている。</p> <p>以上、施策1-2-2の「b」判定の背景となっている基本事業（「b」判定の5事業）について、現状をふまえ、今後の方向性が示されており、それらの内容は適切と考えられることから、施策1-2-2に関して、概ね順調との評価は妥当である。</p>

基本施策名	施策名	事務事業名	担当課名	評価等記入欄
1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします	1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます	文化芸術の活性化 優れた芸術の鑑賞機会の提供	生涯文化 スポーツ課	<p>令和5年度施策評価結果より、施策の目的は「文化芸術活動の振興を図ること」と「触れる機会や学ぶ機会、観る機会などを創り、郷土への愛着や理解を深めるとともに豊かな心を育むこと」である。</p> <p>施策1-3-1の判定は「b」である。新型コロナ5類移行に伴い、総合芸術祭では4年ぶりの茶席を設けるなど内容も充実させて開催し、前年を上回る来場者であった。また、学校芸術鑑賞教室、東京藝術大学合宿招聘事業については予定どおりに実施し、芸術鑑賞機会の提供等、文化芸術活動における事業の進捗は概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-3-1に、2つの基本事業が位置づけられ、文化芸術の活性化の判定は「b」、優れた芸術の鑑賞機会の提供は「a」評価となっている。</p> <p>このうち「b」評価の文化芸術の活性化については、総合芸術祭で4年ぶりに茶席を実施するなど内容も充実させ、多くの方に出演・出演をいただき前年度を上回る来場者を迎えることができたなど、芸術活動の進捗は概ね順調とされている。今後については、引き続き、関係する団体や組織との連携により、芸術文化活動の活性化を促進するとしている。</p> <p>以上、施策1-3-1で「b」判定とされた基本事業については、現状をふまえ、今後の取り組みが示されており、その内容が適切であると判断されることから、施策1-3-1に関して概ね順調との評価は妥当である。</p>
	1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存伝承に努め紹介します	文化財の保護・保存の推進 歴史文化学習機会の充実	生涯文化 スポーツ課	<p>令和5年度施策評価結果より、施策の目的は「歴史や文化財の保護や保存を図ること」と「触れたり学んだりする機会を創り、郷土への愛着や理解を深めるとともに豊かな心を育むこと」である。</p> <p>施策1-3-2の判定は「b」であり、民俗芸能の保存伝承や学習機会の減少と後継者不足など伝承活動は一段と厳しさが増している中、歴史民俗資料館においては、学びの拠点として施設環境を整えながら運営し、来館者数が徐々に増えていることに加え、埋蔵文化財、有形文化財や記念物は適切に保護保存しており、町に伝わる貴重な文化財の保存継承の取り組みは概ね順調とされている。</p> <p>基本方向評価では、施策1-3-2に、2つの基本事業が位置づけられ、文化財の保護・保存の推進の判定は「a」、歴史文化学習機会の充実は「b」評価となっている。</p> <p>このうち「b」評価となっている歴史文化学習機会の充実については、歴史民俗資料館来館者数が徐々に増えており、施設及び設備の適切な維持管理ができてきていることから、学習機会の創出に向けた取り組みは概ね順調とされている。今後も歴史民俗資料館の運営を中心に、講座の計画や収蔵資料の広報をするなど、引き続き学習機会の充実を図るとしている。</p> <p>以上、施策1-3-2の判定「b」の背景となっている基本事業「b」判定の事業について、現状をふまえ今後の取り組みが示されており、その内容は適切であると判断されることから、施策1-3-2の取り組みが概ね順調とする評価は、妥当である。</p>

その他全般にわたっての意見等

令和5年度事業について、教育委員会の各担当者を対象に、補足的な聞き取りを行った。その結果をふまえ、若干、コメントを述べる。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、以前の状況に戻りつつある中での事業実施となった。このため、各事業の内容によって差があるものの、活動機会や参加者数は概ね回復基調となっている。

各基本事業について、判定が「b」または「c」とされた項目について、取り組みの状況や課題、対策、方向性の説明を受けた。その結果は、全て「基本方向評価」に示された内容と相違なく、評価結果は妥当である事が、以下のよう
に確認された。

施策1-1-1の「Ⅲ. 不登校・いじめ防止等の対策」および施策1-1-2の「Ⅴ. 教員の働き方改革に基づく働く環境づくり」については、いずれも、対策や方向性に示された内容に沿って、令和6年度の取り組みが進められている。

施策1-2-1の「Ⅱ」～「Ⅵ」の5項目についても、いずれも、対策や方向性に示された内容に沿って、取り組みが進められている。このうち、判定が「c」とされた「Ⅴ. 国際理解の推進」については、コロナ禍以前の活動に戻っていない状況もあるものの、次の取り組みに向けて関係者により検討が行われていることが確認された。

施策1-2-2では、「Ⅰ」～「Ⅴ」の5項目全てが、コロナ禍の影響もあり「b」判定となっている。また、高齢化や人口減少などを背景としたスポーツ振興を巡る諸課題が、コロナ禍によって、より深刻になったという側面もある。それぞれ多様な事情がある中で、いずれも、対策や方向性に示された内容に沿って、令和6年度の取り組みが進められている。

施策1-3-1及び施策1-3-2において、「b」判定となった各事業についても、取り組みの状況や課題に沿って、対策や方向性の内容で事業が行われている。

最後に、成果指標に基づく評価について留意点を指摘したい。具体的には、目標値をクリアできていない場合、基本施策の目的や方向性からみたとときの達成状況として、取り組みのプロセスや定性的な観点からの評価を試みる必要があると考えられ、この点にご留意頂きたい。

総じて、限られた予算や人員体制など厳しい状況にあると推察されることから、今後も、雫石町の地域特性を生かした継続的な取り組みを期待したい。

○点検及び評価制度導入の目的について

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものである。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているか教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられる。また、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たし、その活動を充実することが求められている。

おわりに

施策や事業の内容により、その成果には差異が見られますが、教育に関しては、学校教育、生涯学習ともに、直ぐには成果が得られないものが少なくありません。

しかしながら、今回の事業の点検評価の報告・公表により町議会をはじめ、町民に教育委員会の事業をお知らせし、これに対しご意見をいただくことは、教育行政にとって意義のあることと思います。

今後も、事業等の点検評価を行い、さらに町民のご理解をいただけるよう教育行政を推進してまいります。